\* \*

第5章 計画の推進

\*

## 1. 計画の推進

#### (1)全庁的な取組の推進

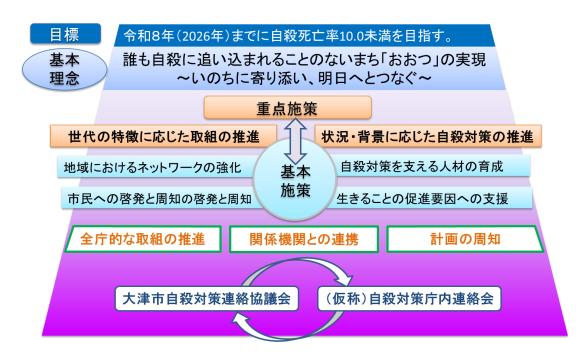
「誰も自殺に追い込まれることのないまち「おおつ」の実現~いのちに寄り添い、明日へとつなぐ~」の実現を目指して、自殺対策を総合的かつ効果的に推進していくためには、本計画を主幹する部署だけではなく、保健、医療、福祉、教育、男女共同参画、高齢者、子育て、青少年育成、障害者、生活困窮者支援その他の関連施策等、市民の生活とつながるあらゆる分野が緊密に連携し、施策を推進していく必要があります。自殺(自死)をめぐる本市の現状をはじめとする自殺対策の必要性や本計画の意義、「死んでしまいたい」という心情や背景を本市の職員が理解し認識を共有することにより、「生きることの包括的な支援」を全庁的に推進します。

# (2) 関係機関との連携

「生きることの包括的な支援」には、行政による取組だけでなく、国の自殺総合対策推進センターや県の自殺対策推進センターをはじめ、地域に根差した関係機関や団体との連携・協働により取り組んでいくことが大切です。悩みや不安等を抱える人が必要な医療や支援を受けながら地域で安心して生活することができるよう、医療、保健、福祉、教育、労働等との連携強化を図り、住みよい地域づくりにつなげます。

#### (3)計画の周知

市民が自殺対策への関心を高められるよう、本計画を周知し、自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」であり、つらいときや苦しいときには助けを求めてもよいこと、また、「死んでしまいたい」という心情や背景を理解し、自らの心の不調や周りの人の心の不調に気づき、適切に対処することができるよう啓発を行います。

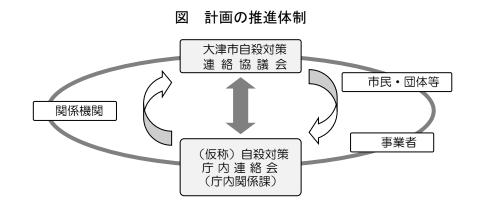


# 2. 計画の進行管理・評価

### (1)計画の推進体制

本計画は、「大津市自殺対策連絡協議会」及び「(仮称) 自殺対策庁内連絡会」を中心に行 政、地域、関係機関・団体が連携しながら各種の取組を推進します。

- ○大津市自殺対策連絡協議会:平成25年(2013年)1月設置 医療・保健・福祉・司法・心理・教育・労働・消防・団体等の多分野の関係者により、 情報共有、協議を行うことにより、官民協働の取組を推進。
- (仮称) 自殺対策庁内連絡会【新設】 庁内関係所属の参加により、情報共有・連携を図り、全庁的かつ横断的な取組を推進。



### (2) PDCAサイクルによる進行管理

本計画の推進による成果を継続的に高めていくため、毎年度、施策の取組状況を把握し進捗評価を行います。評価に当たっては、取組の実施結果(アウトプット)だけでなく、実施した取組が「誰も自殺に追い込まれることのないまち「おおつ」の実現~いのちに寄り添い、明日へとつなぐ~」の実現にどのような効果(アウトカム)をもたらしたか、という観点を重視します。実施した取組は、基本理念の実現に向けた貢献度についての評価に基づき、取組の拡充や改善を行います。また、進捗評価の状況によっては、取組に対する期限設定や抜本的な見直しを行うとともに、取組を実施する中で新たに生じた課題があれば新たな取組の検討を行うなど、必要な見直しを行い、より実効性の高いものとしていきます。

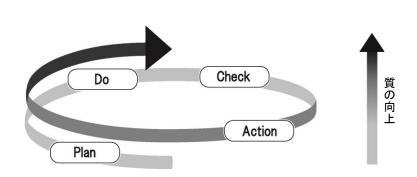


図 PDCAによる進行管理